

# 提案書作成要領及び業務仕様書

## 1 業務名

競輪開催業務等包括委託業務

## 2 業務場所

高知競輪場（高知市陸上競技場（日本トーターりょうスタジアム））

所在地 高知市大原町45番地

所有者 高知市

## 3 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日

（業務実施期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日）

## 4 委託上限額

3,865,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

※消費税率は、消費税及び地方消費税を合わせて10%とする。

## 5 施設の概要

### (1) 施設について

高知競輪場について、場内の売店、食堂等を含む建物の所管は文化観光スポーツ部スポーツ振興課、管理者は高知市スポーツ振興事業団グループ（指定管理者）となっている。

### (2) 施設の構造等

敷地面積 109,372.43㎡

建築面積 29,225.98㎡

延床面積 66,497.69㎡

構造 鉄骨造，鉄筋コンクリート造

スタンド棟 地下1階，地上5階（一部6階）

管理棟 地下1階，地上1階

宿泊棟 地下2階，地上4階

競走路 500m

### (3) 施設等の修繕

開催運営に関する施設・設備の修繕については、1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を受託者負担とし、これを超える場合は、受託者と高知市で協議のうえ決定する。年間の修繕費の合計金額は、年間1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 6 業務内容

高知市営自転車競走条例施行規則（昭和37年規則第58号）第6条で定める開催執務委員のうち、総務委員及び投票委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

なお、業務内容の詳細については、後日開催予定の業務説明会（以下「業務説明会」という。）時に配布する「業務内容説明書」に掲載するものとする。

- (1) 本場開催及び場外発売に係る総合運営業務（開催業務）
  - ① 車券発売・払戻に関する業務
  - ② トータリゼータシステムの運用保守に関する業務
  - ③ 映像配信及び場内放送等に関する業務
  - ④ ファンサービス、イベント等に関する業務
  - ⑤ 場内外の警備に関する業務
  - ⑥ 選手賞金等に関する業務（選手賞金の資金調達を除く）
  - ⑦ 問い合わせやトラブル、苦情に対する対応等
  - ⑧ 選手宿舍の管理・運営に関する業務
  - ⑨ 施設・設備の管理に関する業務
  - ⑩ その他、本場開催及び場外発売に関する各種業務の運営統括及び総務業務
- (2) 競輪事業実施のために必要な業務（非開催業務）
  - ① 関係機関との調整
  - ② 場外発売に係る他場との連絡調整
  - ③ 広告・宣伝企画業務
  - ④ 各種調査・報告事項の処理
  - ⑤ その他、競輪事業実施のために必要な業務
- (3) 施行者業務に係る事務補助
  - ① その他、施行者が行う一般管理業務等の補助

## 7 開催日数等

委託業務にあたっての基本的な本場開催及び場外発売日数は次のとおりとする。

なお、本場開催について、特別競輪の開催や開催日数等の変更がある場合は、本市と受託者が協議の上、業務内容及び金額を定めるものとする。

### (1) 本場開催

年間基本節数20節61日を基本とする。ただし、令和8年度については、令和8年7月にサマーナイトフェスティバル（GⅡ）の開催が予定されており、記念競輪は開催しない。なお、本場開催について、特別競輪の開催や開催日数等の変更がある場合は本市と受託者が協議の上、業務内容及び金額を定めるものとする。

	モーニング	デイレース	ナイター	ミッドナイト
GⅢ以上	-	1節4日	-	-
FⅠ	-	6節18日		-
FⅡ	4節12日	2節6日		7節21日
合計	4節12日	9節28日		7節21日

【参考】令和5年度から令和7年度の開催節数及び日数の内訳

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
GⅢ	1節4日	1節4日	1節4日
FⅠ昼	6節18日	6節18日	5節15日
FⅠナイター	-	-	1節3日
FⅡモーニング7	4節12日	4節12日	4節12日
FⅡ昼	2節6日	1節3日	1節3日
FⅡナイター	1節3日	2節6日	1節3日
FⅡミッドナイト	6節18日	6節18日	7節21日
(枠外) FⅠ昼	1節3日	-	1節3日
(枠外) FⅡミッドナイト	2節6日	2節6日	1節3日
(枠外) 全プロ	-	1節2日	-
合計	23節70日	23節69日	22節67日

(2) 場外発売

令和6年度の実績である年間場外営業日数331日（年間場外発売のべ日数864日）を基本として算出すること。ただし、陸上大会開催、設備点検や施設改修等により変動する場合があります。その際は、契約内容及び金額について協議のうえ、業務内容及び金額を定めるものとする。なお、令和5年度から令和6年度の場外発売日数の内訳は下記のとおりである。

【参考】令和5年度から令和6年度の場外発売日数の内訳

	令和5年度	令和6年度
GP・GⅠ・GⅡ・全プロ	51	51
GⅢ	130	134
GⅢナイター	26	23
FⅠ昼	338	354
FⅠナイター	3	0
FⅠナイター(前売)	281	302
FⅡ昼	0	0
FⅡナイター	0	0
合計	829	864

※ 本場開催及び場外発売を行わない日（非開催日）については、原則として、払戻業務を行わない。

**8 開催準備資金等**

(1) 開催準備資金については、受託者が準備することとし、必要な経費については提案する委

託料に含むこと。なお、資金額は指定しないが、来場されるお客様に対し、払戻等において迷惑をかけることのないよう留意すること。

- (2) 選手賞金の資金は、高知市において調達する。
- (3) 入金機は受託者が用意すること。また、現在の受託者から契約を引継ぎ、利用することも可能であるが、セキュリティの観点から金庫室の鍵等は交換し、その費用は受託者が負担するものとする。なお、受託者が新たに入金機を用意した場合は、現行機器等の解約にかかる費用について負担すること。

## 9 発売窓口従事員等の雇用

発売窓口・清掃業務に係る従事員及び場内取締員（以下「従事員等」という。）については本市の雇用とし、従事員等に関する経費は本市負担とする。

## 10 提案事項

### 提案 1 高知競輪への理解

- (1) 高知競輪の現状分析及び課題、改善策（様式第 8 号）  
高知競輪の現状分析及び課題や改善点及び改善策について提案すること。
- (2) 業務遂行における基本方針（様式第 9 号）  
業務遂行にあたっての基本的な方針や考え方について提案すること。

### 提案 2 業務実施体制

- (1) 運営組織・執行体制（様式第10号）
  - ① 業務運営に必要な人員及び体制を確保すること。
  - ② 業務を円滑・確実に実施するため、高知競輪場内に事務局等運営組織を設置することとし、それに伴う施設使用料は無償とする。また、契約期間満了後、受託者が交代した際は、原状回復すること。
  - ③ 専門の知識を有し十分な職務経験を積んだ者を、業務責任者及び業務副責任者として次のとおり配置すること。
    - ア 業務責任者（常勤専従 1 名）  
業務が履行されるよう、指揮監督等業務全般の責任を負うこと。また、所在を明らかにし、業務履行に関して本市及び関係者と連絡が取れるようにすること。
    - イ 業務副責任者（常勤専従 1 名）  
業務責任者が不在のときはこれを代行すること。
  - ④ 提案時に提出した執行体制から変更が生じる場合は予め高知市と協議すること。
- (2) 発売体制（発売窓口及び自動発払機）（様式第11号）
  - ① お客様の利便性・満足度向上に繋がる体制を提案すること。
  - ② 本市が雇用する従事員の雇用日数に留意すること。なお、公告日時点における従事員の雇用人数等については、業務説明会で配布する。
  - ③ 場外 F I 発売時（G グレードのナイター開催併売日を含む）において、特別観覧席は使用しない。

- ④ 現在、サテライト南国及びサテライト安田との払戻は機器を利用した相互払いを行っているが、変更する場合は払戻時においてお客様へのサービス低下とにならないような具体的な提案とすること。
  - ⑤ 4場併売以上の発売体制を確保することとし、発売機器の配置や映像設備の配置等を含めた具体的な提案をすること。
- (3) 危機管理体制（様式第12号）  
法令等の厳守，管理運営上発生するシステム障害等のリスク，お客様クレーム，災害時等の不測の事態等について，具体的な対応を提案すること。

### 提案3 業務実施計画

- (1) 売上の向上（様式第13号）  
より効果的で実現性のある売上向上方策を具体的に提案すること。
- (2) 業務の効率化（様式第14号）  
各業務の改善点及び改善策等について，具体的に提案すること。
- (3) 本場への集客増加（様式第15号）  
継続的な効果のあるお客様サービス，イベント及び広報など，本場への集客増加，新規顧客や市場拡大に繋がる方策及び戦略などを具体的に提案すること。
- (4) 地域貢献（様式第16号）  
高知競輪において，地域貢献や活性化につながる具体的な施策を提案すること。
- (5) 設備，機器整備（様式第17号～第19号）
  - ・本場開催及び場外発売に係る総合運営業務（開催業務）を安定的，効率的に実施するため，既存機器等の状況を確認し，適切に整備すること。既存機器の状況から，機器等の入替が必要と判断した場合は，機器の仕様，工期等について提案すること。既存機器の詳細については，業務説明会で配布する。
  - ・入替機器については受託者の持ち込みとすること。
  - ・高知市が所有する施設，設備，器具等の使用は許可する。なお，使用に当たっては，あらかじめ使用説明を受け，適切に使用すること。また，目的外の使用は一切禁止する。
  - ・機器を新たに導入する場合には，既存機器以上の性能とすること。
  - ・更新に係る機材の選定・調達，設置工事，設定作業，運用保守及び維持管理まで提案する委託料に含むものとし，既存機器等の廃棄に伴う費用についても，同様とする。
  - ・更新等に当たっては，地元業者の優先に努めるものとする。
  - ・機器の更新時期は，受託決定後に協議とするが，開催への影響が最小限となるよう配慮すること。
  - ・現在設置している大型映像装置については，今委託期間内の更新予定はないが，不具合が生じた際は修繕可能な場合は対応すること。

#### ●各設備，機器について

- ① 投票端末機器（発売払戻機器）
  - ア 受託者の持ち込みとすること。
  - イ 新紙幣等への変更があった場合は，改修等の必要な対応を行うこと。

ウ 導入する機器については、様式第11号の「発売体制」の中で提案すること。

② 映像音声設備（様式第17号）

ア 当該設備において、老朽化が目立つものを中心に、受託者の企画立案により機器を入替すること。なお、2016年に映像機器のHD化については対応済みである。

イ 高知市所有の機器については継続使用も可能とする。現在の受託者が持ち込んでいる機器の継続使用については、使用の可否及び付随する費用に関して、現在の受託者と協議等を行い、実施する場合には受託者負担とする。

③ キャッシュレス投票（様式第18号）

キャッシュレス投票を実施する場合は、高知市営自転車競走キャッシュレス投票実施規則(平成26年4月1日規則第72号)に基づき実施するものとする。現在、日本トーター株のキャッシュレスシステムを導入しているが、このシステムを受託者において継続使用も可とする。現在の受託者が持ち込んでいる機器の継続使用については、使用の可否及び付随する費用に関して、現在の受託者と協議等を行い、実施する場合には受託者負担とする。

なお、キャッシュレス投票を廃止することも可とするが、その際は現在の利用者への対応は受託者にて十分な告知を行い、サテライト南国と協議を行ったうえで実施すること。また、廃止にかかる利用者の解約期間は1年間の猶予期間を設け、廃止にかかるすべての経費は、受託者の負担とする。

④ その他の機器等の入替（様式第19号）

ア 既存の入場ゲート（中央ゲート：2通路，西ゲート：3通路，東ゲート：3通路）を撤去し、来場者の入退出を管理するシステムを導入し、機器の仕様，工期について提案すること。撤去費用は受託者の負担とする。

イ ア以外の機器について、既存機器の状況から、機器等の入替が必要と判断した場合は、機器の仕様，工期等について、様式第19号を使用し、企画提案すること。

#### 提案4 経費

(1) 競輪開催業務等包括委託料（様式第20号）

年度毎の委託料を算出し、見積書を提出すること。また、見積書には見積明細書を添付することとし、既存機器の入替及び設備等の改修対応に伴う費用の内訳を明記すること。

(2) 場外発売時の受託料率（様式第21号）

契約については主催する施行者と締結するもの。過去の売上実績等を参考に、実情に合った委託料率を提案すること。

ただし、全体の委託料率及び受託者の委託料率の上限は次表のとおりとし、本市収入については、委託料率のうち2.2%（消費税及び地方消費税を含む。）を施設貸付収入とする。

また、本場開催との併売時の委託料率を提案することも可とするが、設定理由を明確にすること。

開催グレード	受託者の上限率	全体の上限率
G P シリーズ・G I ・G II ・全プロ	4.60%	14.30%
G III（昼間・ミッドナイト）	5.76%	15.40%
G III（ナイター）	6.17%	16.50%
F I ・F II	6.86%	17.60%

※料率は消費税及び地方消費税込み。

(3) 収益保証（様式第22号）

① 毎年度、実質的な収益として2億8千万円を本市に対し保証すること。それに伴う年度毎の収支見込を提案すること。

ただし、「7 開催日数等」に記載する本場開催日数の増減及び特別競輪の開催があった年度又は不可抗力による契約解除や不可抗力による一部の業務実施の免除により、業務が実施できなかった場合は、本市と受託者が協議の上、保証額を変更することができる。

② 実質的な収益額が2億8千万円を超えた場合は、超えた金額の10%（100万円未満切捨て）を受託者に配分する。ただし、配分金額は1億円を上限とする。

③ 収益保証の対象となる本市の実質的な収益については、以下のとおりとする。

ア 歳入	市収益事業特別会計 歳入合計額
イ 歳出	市収益事業特別会計 歳出合計額
ウ 差引収支	(ア)－(イ)
エ 基金積立金	施設等整備基金積立金（利子を除く。）
オ 大規模施設改修費等	バンク改修費，機器導入，更新費等
カ 基金繰入金	大規模施設改修等に係る施設等整備基金繰入金
キ 前年度繰越金	
ク 実質単年度収支	(ウ)＋(エ)＋(オ)－(カ)－(キ)
ケ サテライト南国，安田収支	サテライト南国，安田にかかる収入－支出
コ 競輪場借上にかかる収支	他施行者の高知競輪場借上げ時における収入－支出
サ 実質的な収益	(ク)－(ケ)－(コ)

## 11 提案書の作成方法

- (1) 提案書については、1社につき1提案に限る。
- (2) 提案に必要な書類は、様式第7～24号とする。
- (3) 提案書及び資料はA4縦片面を基本とする。ただし図表等については、必要に応じてA3サイズで折り込みも可とする。
- (4) 様式第8～19号は、各2枚以内とし、要点を分かりやすく記載すること。参考資料の添付は可とする。また、文書を補完するための写真、イラスト等の使用は可とする。
- (5) 提案書及び資料の各ページ中央下にページ番号を記入すること。
- (6) 提案書は、専門知識を有しない者でも容易にわかりやすい表現とすること。
- (7) 提案書の内容については、他からの無断転記を禁ずる。
- (8) 提案書の受付後の追加及び修正は、原則として認めない。

## 12 不可抗力による契約解除

- (1) 地震、台風、洪水、暴風、落雷など自然災害や火災、感染症、騒乱、暴動、その他本市及び受託者の責に帰することができない事由により、競走路、車券発売所、スタンド等の施設が著しく損傷し、本業務の継続実施が困難となった場合、市は契約を解除できるものとする。

- (2) 解除により受託者に損害若しくは損失又は増加費用が発生した場合は、受託者はその内容や程度の詳細について、書面をもって市に報告するものとする。
- (3) 市は、前項の報告を受けた場合、損害状況等の確認を行った上で協議を行い、費用負担等を変更することができる。

### 13 不可抗力による一部の業務実施の免除

上記12(1)の事由により、本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、受託者は不可抗力により影響を受ける限度において契約に定める業務を免れるものとする。

また、不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は、本市と受託者が協議の上、当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができる。

### 14 その他

- (1) 受託者は、令和8年4月1日から委託業務を実施できるよう準備を行うこと。なお、準備事務にかかる経費は受託者の負担とする。
- (2) 再委託する業務についてはあらかじめ本市と協議し、許可を得ること。再委託先は、従前の業者、次に地元業者を優先すること。
- (3) 業務実施にあたっては、可能な限り地元業者の活用に努めること。
- (4) 受託者は、毎年度、事業実施計画書を本市に提出し、承認を得るものとする。また年度途中で計画を変更する場合も同様とする。
- (5) 受託者は、関連する法令等を遵守すること。